

京都府保健医療計画の見直しについて

1 現行の保健医療計画

- 急速な少子・高齢化の進展や生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化、精神疾患患者の急増、医師の地域偏在等の課題に対応するため、府民・患者の視点から、地域における保健医療資源の充実と、安全で良質な医療を提供する体制を整備
- 法定計画である医療計画、健康増進計画を一体化した保健医療の基本計画（平成25～29年度の5箇年）※次期計画は30～35年の6箇年
- 二次医療圏、基準病床数の他、以下の事項を規定
 - ①地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備
 - ②患者本位の安心・安全な医療提供体制の確立（5事業等）
 - ③健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供（5疾病等）

2 想定される見直しの主な内容

- 京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）の具体化に向けた手段や対策を「高齢者健康福祉計画」や「障害福祉計画」と連携をとりながら明確化
 - (1) 医療と介護の連携促進
 - ・ バランスのとれた医療・介護体制の構築、病床の機能分化、連携の推進等に向けた対策をより明確化
 - ・ 高齢者に多いロコモティブシンドローム、フレイル、肺炎、大腿骨頸部骨折等について、疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した総合的な対策を講じる
 - (2) 基準病床数の見直し
 - (3) 5疾病・5事業等について
 - ・ 「急性心筋梗塞」→「心筋梗塞等の心血管疾患」（対象を慢性心不全まで拡大）
 - ・ 精神疾患について、地域移行に伴う基盤整備。多様な疾患ごとに患者本位の医療を提供。
 - ・ 災害医療について、保健所を中心とした地域コーディネート体制等の充実
 - ・ 小児医療について、過疎地の一般小児医療の基盤充実 等
 - (4) 医療従事者の確保
 - ・ 医療を取り巻く構造的な変化（人口構成の変化、地域偏在、情報技術の進化等）を踏まえた検討
 - (5) 指標・評価方法
 - ・ 5疾病・5事業等ごとに地域住民の健康状態や、その改善に寄与するサービス指標を活用し、現状把握
 - ・ 事業結果（アウトプット）が成果（アウトカム）にどれだけの影響（インパクト）をもたらしたかという関連性を念頭に置いて施策評価

3 検討体制

- 医療審議会に計画部会を設置（計画案を検討の上、審議会に報告）
- がん、歯科口腔保健、肝炎等、府の既存の協議会が設置されている分野は、当該協議会の議論を踏まえ、計画案を検討